

令和8年度 市民税・県民税・国民健康保険税申告の手引き

〈 申告をしなければならない方 〉

- (1) 令和8年1月1日現在、本市の住民基本台帳に記録されている方（記録されていない方でも本市に住んでいる方）は申告しなければなりません。（パート、アルバイト等の収入のある方、農地を貸して貸付料をもらっている方等も申告が必要です）
- (2) 国民健康保険に加入している世帯の方は、収入がなくても必ず提出してください。
- (3) 令和7年1月から令和7年12月までに所得がなかった方も、申告書裏面の「所得がない方の申告欄」に記入して提出してください。

※ 所得税の確定申告をされた方や、令和7年1月から令和7年12月までの所得が給与所得のみの方（勤務先より市へ給与支払報告書の提出があった方）や、公的年金に係る所得のみの方（年金支払者より市へ支払報告書の提出があった方）は申告の必要がありません。ただし、給与所得又は公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする場合は、申告が必要です。

〈 所得の種類 〉

収入金額等の欄に金額を記入し、所得金額の欄へ所得額を記入してください。

所得金額とは令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入金額から必要経費(生活費は含まれません)を差し引いた金額です。

種 類	内 容	
営業等所得	商・工業や漁業、自由業などの自営業から生ずる所得	
農業所得	農産物の生産、家畜の飼育などから生ずる所得	
不動産所得	地代、家賃などの所得	
利子所得	源泉徴収規定の適用のない利子などの所得	
配当所得	株式配当、出資配当、剰余金分配などの所得	
給与所得	給料、賃金、賞与などの所得（源泉徴収票等が必要）	
雑所得	公的年金等	公的年金所得（源泉徴収票が必要）
	業務	原稿料、講演料などの副収入やシルバー人材センターの報酬などによる所得
	その他	生命保険の年金（個人年金保険）や互助年金、ほか上記に該当しない所得
総合課税の譲渡所得	車両、借地権、機械などの資産の譲渡による所得	
一時所得	賞金、懸賞当選金、競輪競馬等の払戻金、生命保険金などの所得	

〈 分離課税の所得の種類 〉

分離課税の所得がある場合は、別に「分離課税等申告書」の提出が必要です。

種 類	内 容
分離譲渡所得	土地、家屋の譲渡所得
株式等の譲渡所得	株式等の譲渡による所得
上場株式等の配当所得	上場株式等の配当による所得
先物取引所得	貴金属や農産物などの先物取引による所得
山林所得	山林の伐採による所得及び譲渡による所得

〈 給与所得の算式 〉

給与等の収入金額（A）	給与所得控除後の給与等の金額	
～1,899,999円	A - 650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	A ÷ 4 = B (千円未満切捨て)	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	A - 1,950,000円	

〈 公的年金等（雑所得）の算式 〉

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
公的年金等の収入金額の合計額（A）	（昭和36年1月1日以後に生まれた者）	130万円未満	A - 60万円	A - 50万円	A - 40万円
		130万円以上 410万円未満	A × 75% - 27.5万円	A × 75% - 17.5万円	A × 75% - 7.5万円
		410万円以上 770万円未満	A × 85% - 68.5万円	A × 85% - 58.5万円	A × 85% - 48.5万円
		770万円以上 1,000万円未満	A × 95% - 145.5万円	A × 95% - 135.5万円	A × 95% - 125.5万円
		1,000万円以上	A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円
		（昭和36年1月1日以前に生まれた者）	330万円未満	A - 110万円	A - 100万円
	330万円以上 410万円未満	A × 75% - 27.5万円	A × 75% - 17.5万円	A × 75% - 7.5万円	
	410万円以上 770万円未満	A × 85% - 68.5万円	A × 85% - 58.5万円	A × 85% - 48.5万円	
	770万円以上 1,000万円未満	A × 95% - 145.5万円	A × 95% - 135.5万円	A × 95% - 125.5万円	
	1,000万円以上	A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円	

※合計所得には、退職所得は含まれません。

〈所得から差し引かれる金額（所得控除）〉 雑損・社会保険料（国民年金保険料等）・生命保険料・地震保険料の各控除については証明書又は領収書等、勤労学生控除については在学証明書等、医療費控除については「医療費控除の明細書」が必要です。

種類	控除額	内容		
雑損控除	(差引損失額－総所得金額等の10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のいずれか多い方の金額	災害・盗難又は横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合(詐欺及び強迫による損失は含まれません)		
医療費控除	最高限度額200万円	自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費が総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない額を超える場合、その超える金額		
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例(地方税法附則第4条の5)	最高限度額88,000円 (※医療費控除との併用不可) 医療費控除の特例を選択する場合は表面の②「区分」の口に「1」と記入してください	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超えるとき		
社会保険料控除	支払った金額	自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険税、国民年金・農業者年金・厚生年金・健康保険・雇用保険・介護保険等の保険料)を支払った場合(自己の給与や年金から差し引かれた保険料を含む)		
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額	小規模企業共済制度、確定拠出年金法、又は心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合		
生命保険料控除	最高限度額70,000円 (新旧契約によりそれぞれの限度額は異なります)	自己又は配偶者その他の親族の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料を支払った場合		
地震保険料控除	最高限度額25,000円	自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が所有する住宅・家財などの地震保険料又は平成18年末までに締結した長期損害保険料を支払った場合		
ひとり親控除	30万円	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、①～③のいずれにも当てはまる人 ①合計所得が500万円以下であること ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと		
寡婦控除	26万円	「ひとり親控除」に当たらない人で、①～③のいずれにも当てはまる人 ①合計所得が500万円以下であること ②夫と死別した後婚姻していない人又は夫が生死不明などの人若しくは夫と離別した後婚姻していない人で、扶養親族を有する人 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと		
勤労学生控除	26万円	学生・生徒などで、自己の勤労に基づく給与所得等がある人のうち、合計所得が85万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の人		
障害者控除	一般の障害者	26万円	自己や同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害のある人 ()内は同居特別障害者特別障害者・・・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている人 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人 重度の知的障害者と判定された人 など	
	特別障害者	30万円 (53万円)		
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	最高限度額33万円	合計所得が1,000万円以下で配偶者の合計所得が58万円以下の人(給与のみの場合は給与収入が123万円以下) ※控除対象配偶者は、配偶者特別控除の対象になりません。	
	老人控除対象配偶者	最高限度額38万円		
配偶者特別控除		最高限度額33万円	合計所得が1,000万円以下で配偶者の合計所得が133万円以下の人(給与のみの場合は給与収入が201万6千円未満)	
扶養控除	一般の扶養親族		33万円	合計所得が58万円(給与のみの場合は給与収入が123万円)以下の扶養者(昭和31年1月2日～平成15年1月1日及び平成19年1月2日～平成22年1月1日の間に生まれた人)
	特定扶養親族		45万円	合計所得が58万円(給与のみの場合は給与収入が123万円)以下の扶養者で令和7年12月31日現在19歳以上23歳未満の人(平成15年1月2日～平成19年1月1日までの間に生まれた人)
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	38万円	合計所得が58万円(給与のみの場合は給与収入が123万円)以下の扶養者で令和7年12月31日現在70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人) ※他の項目の老人の解釈の仕方も同じです 同居老親等・・・上記のうち納税義務者又は納税義務者の配偶者の直系尊属で、納税義務者又は納税義務者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
		同居老親等	45万円	
特定親族特別控除		最高限度額45万円	令和7年12月31日現在19歳以上23歳未満の親族等(平成15年1月2日～平成19年1月1日までの間に生まれた人)で合計所得が123万円以下の人(給与のみの場合は給与収入が188万円以下)	
基礎控除		最高限度額43万円	合計所得が2,400万円以下の場合43万円	

〈控除額の算式〉

一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額
(一般+個人+介護 最高7万円)

支払保険料		控除額
新契約	12,000円以下	支払保険料の全額
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2 + 6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4 + 14,000円
56,000円超		28,000円
旧契約	15,000円以下	支払保険料の全額
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2 + 7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4 + 17,500円
	70,000円超	35,000円

※ ただし、一般生命保険料、個人年金保険料について、新・旧契約双方を適用する場合、それぞれの限度額は28,000円になります。

配偶者控除額・配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額			申告者の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	58万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円
		配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円

地震保険料控除額 (地震+旧長期 最高限度額25,000円)

地震保険料	控除額
地震保険料	地震保険料契約の支払保険料×1/2 (最高25,000円)
+	

旧長期損害保険料

支払保険料	控除額
5,000円以下	支払保険料の全額
5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2 + 2,500円
15,000円超	10,000円

※ 「旧長期損害保険料控除」は、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る経過措置です。

特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額		控除額
特定親族特別控除	58万円超 95万円以下	45万円
	95万円超 100万円以下	41万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	21万円
	110万円超 115万円以下	11万円
	115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円	

※数値等については地方税などの改正により変更になることがあります。